

## 令和6年度（2024年度）使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択については、学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、次の基準により行うものとする。

- 1 小学校及び中学校の特別支援学級で、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でない場合は、次の教科用図書を採択すること。
  - (1) 文部科学省検定済教科書の下学年用
  - (2) 文部科学省著作教科書
  - (3) 一般図書
- 2 小学部及び中学部を置く特別支援学校（道立を除く。）で、児童・生徒の障がいの種類及び程度により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、次の教科用図書を採択すること。
  - (1) 文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書の下学年用
  - (2) 他の障害用の文部科学省著作教科書及びその下学年用
  - (3) 一般図書
- 3 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択については、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。
- 4 採択に当たっては、「令和6年度（2024年度）使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」を活用するなどして調査研究を行うこと。
- 5 一般図書の採択に当たっては、次の事項に留意すること。
  - (1) 文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に代わるものとして採択をするものであるから、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択すること。
  - (2) 次の事項に留意し、十分な調査研究を行うこと。
    - ア 児童・生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
    - イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
    - ウ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書との間の系統性にも配慮すること。
    - エ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
    - オ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するな

ど、あまり高額なものに偏らないこと。

カ 分冊となっている一般図書を採択する場合、予算上後期用を予定していないため、年度当初にまとめて採択すること。

(3) 「令和6年度(2024年度)使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書(一般図書)採択参考資料」に登載された教科用図書の中から採択することが望ましいこと。

6 教科書や教科書採択に対する国民の関心が高く、また、採択においては、高い公正性・透明性が求められていることから、採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。